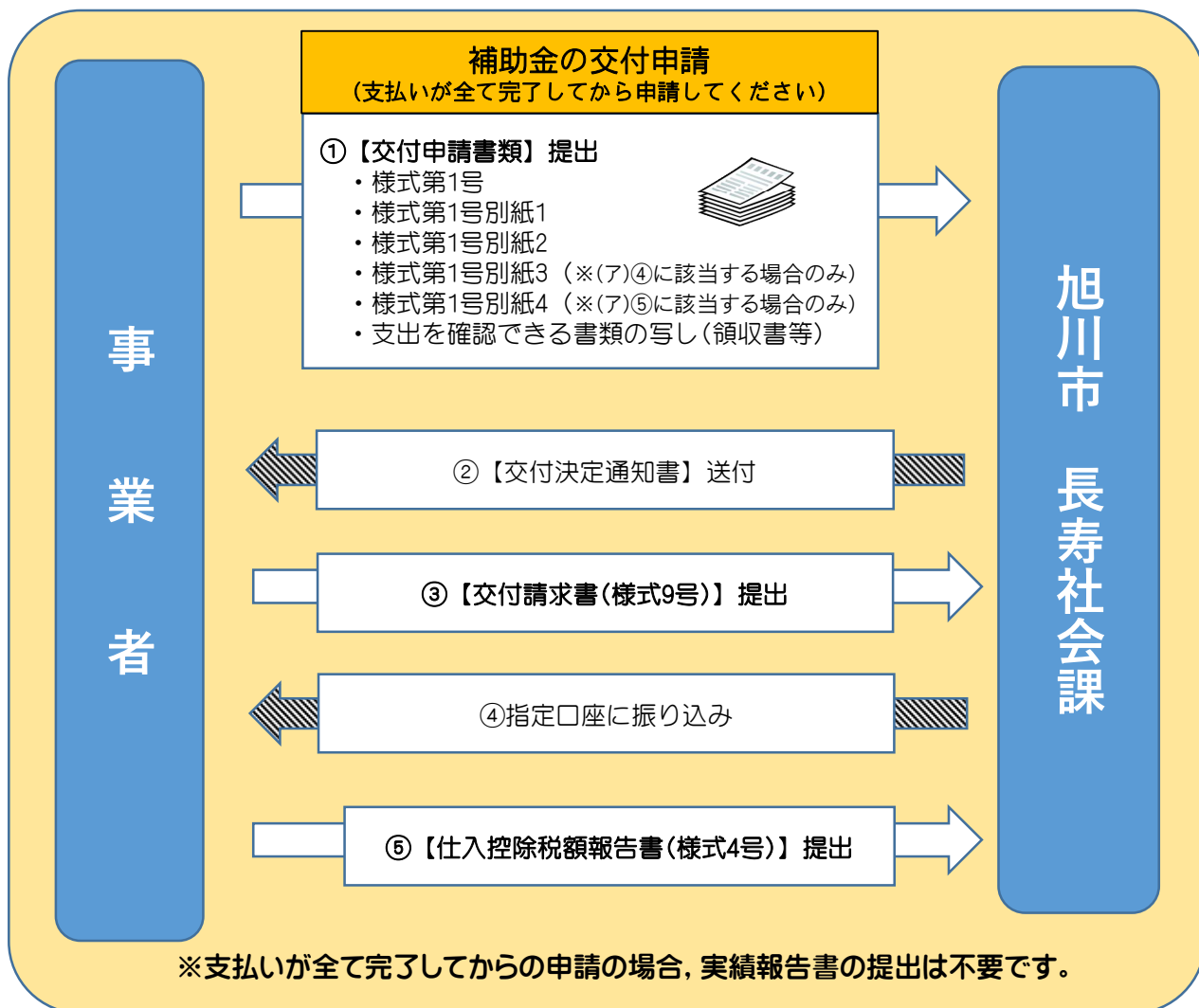


旭川市介護サービス等継続支援事業補助金交付の流れ



①の【交付申請書類】を提出する前に、必ず長寿社会課（25-9797）に連絡してください。

申請期限は、令和4年3月25日（金）です。

電子メール、郵送又は窓口持参により提出してください。

③の【交付請求書】は、交付決定通知書が届いてから、速やかに提出してください。

⑤の【仕入控除税額報告書】は、消費税の確定申告後、速やかに提出してください。

※北海道及び旭川市の予算の範囲内で実施されるため、予算の上限額に達した場合は、交付できない可能性がありますので予めご了承ください。

【申請・問い合わせ先】

旭川市6条通9丁目 旭川市役所総合庁舎2階
旭川市福祉保険部 長寿社会課 地域包括ケア推進係

電話：0166-25-9797 Eメール：chojushakai@city.asahikawa.lg.jp